

島根県報

号外第五九号

平成十五年三月二十八日

(金曜日)

島根県教育委員会規則第七号	
島根県教育厅等組織規則の一部を改正する規則	
島根県教育厅等組織規則(昭和四十三年島根県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。	

第六条第一項の表中

全国高校総体推進室	総務広報係、競技式典班、宿泊輸送係
生涯学習課	生涯学習推進係、地域学習振興班、青少年家庭教育班
人権同和教育課	振興係、学校人権同和教育班、社会人権同和教育班
人権同和教育課	振興係、学校人権同和教育班、社会人権同和教育班

を

全国高校総体推進室	総務広報係、式典演技班、競技班、宿泊輸送係
生涯学習課	生涯学習推進係、地域学習振興班、青少年家庭教育班
人権同和教育課	調整係、学校人権同和教育班、社会人権同和教育班

に改め

る。

第六条第一項の表を次のように改める。

課	室又はセンター
高校教育課	県立学校再編成推進室
義務教育課	特別支援教室
文化財課	生徒指導推進室
文化財課	世界遺産登録推進室

第七条高校教育課の項第四号中「県立学校、」を削り、同項第七号中「生徒指導」を削る。

第七条高校教育課の項第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、第十九号中「、生徒指導」を削り、同号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 県立学校の再編成に関する事項(県立学校再編成推進室)。

第七条義務教育課の項第八号中「第十三号において同じ。」を「第十四号において同じ。」に改める。

島根県教育厅等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県教育委員会委員長 中村俊郎

第七条義務教育課の項第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の二号を加える。

十三 小中学校及び県立学校の生徒指導に関する事務（生徒指導推進室）。

第三十一条第一項の表中

島根県長期総合教育計画審議会	島根県長期総合教育計画の策定に関する重要な事項の調査審議に関する事務
島根県総合教育審議会	教育委員会の諮問に応じ、教育の総合的な施策の推進に関する重要な事項の調査審議に関する事務

社会教育委員の項の次に次のように加える。

生涯学習審議会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）第十条の規定に基づき、教育委員会又は知事の諮問に応じ生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要な事項の調査審議及び教育委員会又は知事に対する建議に関する事務
生涯学習課	

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

島根県教育庁等事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県教育委員会委員長 中村俊郎

島根県教育委員会規則第八号

島根県教育委員会規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等事務処理規則（昭和三十六年島根県教育委員会規則第十一号）の一部を

次のように改正する。

目次中「文書の整理及び保管」を「公文書の整理、管理及び保管」に改める。

第二十条第六項中「主務課の」を削る。

第三章中「第二節 文書の整理及び保管並びにファイルの引継ぎ、保存、利用及び廃棄」を「第二節 公文書の整理、管理及び保管並びにファイルの引継ぎ、保存、利用及び廃棄」に改める。

第五十一条（見出しを含む。）中「文書」を「公文書」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（電磁的記録である公文書の管理）

第五十一条の二 公文書が、電子計算機を使用して処理された電磁的記録である場合に

は、当該電磁的記録の漏えい、滅失及び損の防止その他適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。

第五十四条の六に次の二項を加える。

3 総務課長は、前項の規定によるファイル管理表の送付があったときは、当該ファイル管理表を公文書の検索に必要な資料として情報公開担当部署に配布するものとする。

第五十九条第一項中「公文書は」の下に「、島根県個人情報保護条例（平成十四年島根県条例第七号）第二十六条の規定により訂正等をしなければならない場合を除き」を加える。

第四章中「第二節 文書の整理及び保管並びにファイルの置換え、保存、利用及び破棄」を「第四章 公文書の整理、管理及び保管並びにファイルの置換え、保存、利用及び破棄」に改める。

第八十四条第一項を次のように改める。

（準用）

第八十四条 第五十一条から第五十四条の六第二項までの規定及び第五十四条の七の規定は、教育機関等における公文書の整理、管理及び保管について準用する。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県教育委員会規則第九号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和三十一年島根県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二（見出しを含む。）中「五十八歳」を「五十五歳」に改める。

第五条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

第五条第一項各号に該当する場合は、条例第十二条第一項若しくは第四項本文又は第二十条の規定にかかわらず、上位の号給（同条の規定の例により得られる職務の級の最高の号給を超える給料月額を含む。）に昇給させることができる。

第二十条第二項を削る。

第二十九条の十二の二中「しなければ通勤することが県教育委員会の定める基準に照らして困難であると認められる」を「しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると県教育委員会が認める」に改める。

第二十九条の十二の四中「次に掲げるもの」を「特別急行列車等の利用により通勤時間が三十分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当する」と県教育委員会が認めるものであること」に改め、各号を削る。

第二十九条の十二の九第一号中「しなければ通勤することが」とした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると認められる」を「しないで通勤するものとした場合に規定する規則の第三十二条の六に次の二項を加える。

1 条例第十九条の五第三項の県教育委員会規則で定める時間は、次の各号に定める時間とする。

一 休日が属する週（条例第十五条に規定する休日等が属する週をいう。以下「当該週」という。）において、学校栄養職員及び事務職員が休日勤務を命ぜられて休日

勤務手当が支給された場合に、当該週に条例第二十二条の四に規定する週休日の振替え又は半日勤務時間の割振り変更（以下「週休日の振替え等」という。）により勤務時間が割り振られたときの次の時間

イ 当該週の勤務時間が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二条第一項に規定する時間（以下「法定労働時間」という。）に当該休日勤務した時間を加えた時間以下になるときの割振り変更前の正規の勤務時間（条例第十九条の五第三項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間）をいう。以下同じ。）を超えて勤務した時間

ロ 当該週の勤務時間が法定労働時間に当該休日勤務した時間を加えた時間を超えるときの割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、当該休日勤務した時間数に相当する時間（条例第二十二条の三に規定する教職員のうち学校栄養職員及び事務職員（以下「特別形態勤務職員」という。）及び再任用短時間勤務教職員（教育職員を除く。）について、割振り変更前の正規の勤務時間が法定労働時間を超える場合は法定労働時間に当該休日勤務した時間を加えた時間から割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いた時間数に相当する時間とし、割振り変更前の正規の勤務時間が法定労働時間に満たない場合は当該休日勤務した時間に次号ロに該当する時間を加えた時間数に相当する時間とする。）

二 特別形態勤務職員及び再任用短時間勤務教職員（教育職員を除く。）について、法定労働時間に満たない勤務時間が割り振られている週に週休日の振替え等により勤務時間が割振られたときの次の時間（前号に該当する場合を除く。）

イ 当該週の勤務時間が法定労働時間以下になるときの割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間

ロ 当該週の勤務時間が法定労働時間を超えるときの割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した勤務時間のうち、法定労働時間から当該割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いた時間数に相当する時間

2 条例第十九条の五第三項の県教育委員会規則で定める割合は、百分の二十五とする。

3 条例第十九条の五第三項の県教育委員会規則で定める時間外勤務手当は、前項の規定にかかわらず、条例第十九条の五第三項の規定による時間外勤務手当は、週休日の振替簿により勤務を命ぜられた学校栄養職員及び事務職員に対して、割振り

変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（第三十二条の六第二項に規定する時間を除く。）について支給する。

第三十七条の二第一項中「管理職員の占める職に係る第二十六条の三に掲げる支給割合に応じ、次の各号に掲げる」を「次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、各号を次のように改める。

一 管理職員 管理職員の占める職に係る第二十六条の三に掲げる支給割合に応じ、それぞれ次に定める額

イ 百分の十六 八千円

ロ 百分の十四又は百分の十二 六千円

ハ 百分の十又は百分の八 四千円

二 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年島根県条例第八号。以下「任期付職員条例」という。）第二条第一項の規定により任期を定めて採用された教育職員 次に掲げる当該教育職員が受ける任期付職員条例第四条第一項の給料表の号

給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 六号給及び七号給並びに任期付職員条例第四条第三項の規定による給料月額 一万二千円

ロ 五号給 一万元

ハ 二号給から四号給まで 八千円

ニ 一号給 六千円

第四十条中「第三十三条」を「第三十三条第一項」に改め、「命令簿」の下に「、同條に規定する週休日の振替簿」を加える。

別表第九の五中「東出雲町立揖屋小学校」を「東出雲町立揖屋小学校」に、
「玉湯町立玉湯小学校」を「玉湯町立玉湯小学校」に、
「湖陵町立湖陵小学校」を「湖陵町立湖陵小学校」に、

同 中部小学校 同 中部小学校
同 出東小学校 を 同 中部小学校
湖陵町立湖陵小学校 湖陵町立湖陵小学校

「平田市立平田中学校 同 旭丘中学校 を 「平田市立平田中学校」 三刀屋町立三刀屋中学校」 に改める。

「同 真砂小学校 同 馬谷小学校 を 「同 真砂小学校」 に、
同 真砂学校給食共同調理場 同 二条学校給食共同調理場 を 「同 西南中学校」 に改める。
匹見町立匹見小学校」

「同 西南中学校 同 馬谷小学校 を 「同 真砂小学校」 に、
同 真砂学校給食共同調理場 同 二条学校給食共同調理場 を 「同 西南中学校」 に改める。
匹見町立匹見小学校」

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

（改正条例附則第三項の規定による昇給）

2 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年島根県条例第十一号。以下「改正条例」という。）附則第三項の権衡上必要があると認められる教職員は、この規則による改正後の市町村立学校の教職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第八条の二、第九条又は第十条の規定により給料月額を決定された教職員のうち、平成十五年四月一日において五十三歳以上である教職員として、これらの教職員については、改正条例による改正後の市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和二十九年島根県条例第七号）第十二条第四項の規定にかかわらず、改正条例附則第一項に規定する教職員の例により昇給させることができる。

（管理職手当に関する経過措置）

3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、この規則による改正前の市町村立学校の教職員の給与に関する規則別表第九の五に掲げられている学校に在職し管理職手当の支給を受けていた教育職員で施行日以降改正後の規則別表第九の五に掲げられなくなる学校に引き続き在職するものの管理職手当の支給割合については、当該教育職員が当該学校に在職する間、改正後の規則別表第九の五にかかわらず、なお従前の例による。

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県教育委員会規則第十号

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則

島根県立高等学校規程（昭和三十一年教育委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

島根県教育委員会委員長 中村俊郎

第八条の二第一項の表の「島根県立吉賀高等学校」

六日市町立吉賀中学校 を

島根県立吉賀高等学校
六日市町立吉賀中学校
六日市町立藏木中学校

に改める。

附則第五項を次のように改める。

5 県立高等学校には、第十九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、学校図書館法附則第二項の学校の規模を定める政令に定める学校にあっては、当分の間、司書教諭を置かないことができる。

附則に次の二項を加える。

6 県立高等学校には、第十九条第三項の規定にかかわらず、当分の間、学科主任を置かないことができる。
様式第二十三号を次のように改める。

様式第23号

文書番号

年月日

島根県教育委員会様

島根県立

高等学校長氏

名印

生徒懲戒処分報告書

下記のとおり懲戒処分を行ったので報告します。

記

1 生徒の学科、学年、氏名等

本・分校名及び課程	学科	学年	氏名	年齢	性別	保護者氏名

2 懲戒の種類及び期間

氏名	種類	期間	備考
		年月日()～年月日()	

3 問題行動の概要

問題行動の種類	
発生の日時	年月日()時
発生前後からのてん末	

4 生徒の平素の状況や指導の状況

氏名	生徒の学校生活における状況や家庭における生活の状況等	学校の指導の状況

5 学校の対応

(1) 生徒に対して
(2) 家庭に対して

6 今後の指導

7 その他参考事項

附則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

島根県立高等学校通信教育規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県教育委員会委員長 中村俊郎

島根県教育委員会規則第十一号

島根県立高等学校通信教育規程の一部を改正する規則

島根県立高等学校通信教育規程（昭和三十二年島根県教育委員会規則第四号）の一部を

次のように改正する。

様式第十五号を次のように改める。

様式第15号

文書番号

年月日

島根県教育委員会様

島根県立

高等学校長氏

名印

生徒懲戒処分報告書

下記のとおり懲戒処分を行ったので報告します。

記

1 生徒の学科、学年次、氏名等

本・分校名及び課程	学科	学年次	氏名	年齢	性別	保護者氏名

2 懲戒の種類及び期間

氏名	種類	期間	備考
		年月日()～年月日()	

3 問題行動の概要

問題行動の種類	
発生の日時	年月日()時
発生前後からのてん末	

4 生徒の平素の状況や指導の状況

氏名	生徒の学校生活における状況や家庭における生活の状況等	学校の指導の状況

5 学校の対応

(1) 生徒に対して
(2) 家庭に対して

6 今後の指導

7 その他参考事項

附則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

島根県立特殊教育学校規程の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十五年三月二十八日

島根県教育委員会委員長 中村俊郎

島根県教育委員会規則第十二号

島根県立特殊教育学校規程の一部を改正する規則

島根県立特殊教育学校規程（昭和四十六年教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中「停学」を「謹慎、停学」に改める。

附則第五項中「司書教諭」を削る。

附則に次の二項を加える。

6 特殊教育学校には、第十六条第一項の規定にかかわらず、学校図書館法附則第二項の学校の規模を定める政令に定める学校にあっては、当分の間、司書教諭を置かないことができる。

別紙二の四を次のように改める。

(別紙 2 の 4)

年度 教育課程 程表

(盲学校、聾学校及び肢体不自由又は病弱者を教育する養護学校用)

高等部等

学科

学校名

部(科)	高等部			専攻科			単位数合計
	1	2	3	1	2	3	
教科	科目	学年					
普通教育に関する各教科・ 科目							
学校設定教科							

普通教育に関する各教科・ 科目単位数計								
専門 教 育 に 関 す る 各 教 科 ・ 科 目								
学校 設 定 教 科								

専門教育に関する各教科・科目単位数計						
総合的な学習の時間の単位数（1単位時間は50分、35単位が1単位）						
自立活動単位数（1単位時間は50分、35単位が1単位）						
単位数合計						
特別活動	ホームルーム活動 (単位時間数)					

(別紙2の5)

別紙二の四の次に次の様式を加える。

年度

教 育 課 程 表

(知的障害者者を教育する養護学校用)

高等部等

学科

学校名

教科 (必修・選択)	学年	高 等 部			授業時数合計
		1 (授業時数)	2 (授業時数)	3 (授業時数)	
普通教育に関する各教科等					

学校設定教科					

道徳の授業時数					
特別活動	ホームルーム活動の授業時数				
自立活動	授業時数				
総合的な学習の時間の授業時数					
年間総授業時間数 (1単位時間50分)					

様式第19号

番号
年月日

島根県教育委員会 様

島根県立 学校長 氏名 印

様式第十九号を次のように改める。

懲戒処分報告書

下記のとおり懲戒処分を行ったので報告します。

記

1 生徒の部(科)、学年、氏名等

部(科)	学年	氏名	年齢	性別	保護者氏名

2 懲戒の種類及び期間

氏名	種類	期間	備考
		年月日()～年月日()	

3 問題行動の概要

問題行動の種類	
発生の日時	年月日() 時
発生前後からのてん末	

4 生徒の平素の状況や指導の状況

氏名	児童等の学校生活における状況や家庭における生活の状況等	学校の指導の状況

5 学校の対応

(1) 生徒に対して
(2) 家庭に対して

6 今後の指導

7 その他参考事項

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

- 第二十条** 学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十五年三月二十八日

島根県教育委員会委員長 中村俊郎

島根県教育委員会規則第十三号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

- 学校教育法施行細則（昭和三十一年島根県教育委員会規則第一十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条及び第十八条を次のように改める。

（盲学校等への就学についての通知）

- 第十七条** 令第十一條第一項の規定により、盲学校、ろう学校又は養護学校（以下「盲学校等」という。）に就学させるべき令第二條に規定する者があるときは、市町村委員会は、十二月末日までに様式第九号により県委員会に通知しなければならない。ただし、認定就学者（令五条第二項に規定する「認定就学者」をいう。以下同じ。）については、この限りでない。

- 2 令第十一條の二、第十一條の三、第十二條第二項又は第十二條の二第二項に該当する学齢児童又は学齢生徒があるときは、市町村委員会は、前項の規定に準じ、速やかに県委員会にその旨を通知しなければならない。

（盲学校等の就学該当者でなくなつた旨の通知）

第十八条 令第六條の二第一項に該当する者があるときは、盲学校等の校長は、様式第十

- 号により県委員会に速やかに通知しなければならない。

- 第二十条を第二十五条とし、第十九条を第二十四条とし、第十八条の次に次の五条を加える。

（認定就学者であると思料する旨の通知）

- 第十九条** 令第六條の三の規定に該当する者があるときは、盲学校等の校長は、様式第十
一号により県委員会に速やかに通知しなければならない。

(認定就学者の判断についての通知)

- 第二十二条** 令第十三条の規定により、保護者が県委員会に指定学校の変更を申し立てるときは、様式第十四号により申し出るものとする。

(指定学校の変更について)

- 第二十三条** 令第十七条の規定により、保護者が県委員会に届け出るときは、様式第十五号により住所のある市町村委員会を経由して届け出なければならない。

- 様式第九号及び様式第十号を次のとおり改める。

- 第二十四条** 令第十六条の規定により、学齢簿の加除訂正をしたときは、市町村委員会は、様式第十三号により県委員会に速やかに通知しなければならない。

（学齢簿の加除訂正の通知）

様式第9号（施行細則第17条関係）

第 号
年 月 日

島根県教育委員会 様

教育委員会名 印

盲・ろう・養護学校就学該当者通知書

下記のとおり盲・ろう・養護学校の就学該当者がいますので、学校教育法施行令
の規定により通知します。

(第11条第1項、第11条の2
第11条の3、第12条第2項
第12条の2第2項)

記

児童（生徒）氏名				性別
生年月日	年月日			
現在の状況				
障害種別				
児童（生徒）住所	市（郡）	町	番地	
保護者氏名				
保護者住所	市（郡）	町	番地	
備考				

- (注) 1 学齢簿の謄本を添付すること。
2 就学指導委員会の判定資料、あるいは障害の状況等を証明する資料等を添付すること。
3 現在の状況欄には、在家庭の場合はその旨を、幼稚園、保育所等の場合はその名称を、学校に在籍の場合にはその名称、学年を記入すること。
4 施設等への入所、あるいは訪問教育が必要と予想される場合には、その旨を備考欄へ記入すること。

様式第10号（施行細則第18条関係）

第 号
年 月 日

島根県教育委員会 様

島根県立○○学校長

氏 名 印

児童（生徒）の異動について

下記の児童（生徒）は、盲・ろう・養護学校就学該当者でなくなったので学校教育法施行令第6条の2第1項の規定により通知します。

記

児童（生徒）氏名			性別	
生年月日	年 月 日			
現在の状況	学部	第	学年	
障害種別				
児童（生徒）住所	市（郡）	町	番地	
保護者氏名				
保護者住所	市（郡）	町	番地	
盲・ろう・養護学校就学該当でなくなった理由				
備考				

（注） 就学指導委員会の判定資料、あるいは障害の状況等を証明する資料等を添付すること。

様式第11号（施行細則第19条関係）

第 号
年 月 日

島根県教育委員会 様

島根県立○○学校長

氏 名 印

認定就学者であると思料する旨の通知書

様式第十号の次に次の五様式を加える。

下記の児童（生徒）は、認定就学者であると思料しますので学校教育法施行令第6条の3第1項の規定により通知します。

記

児童（生徒）氏名			性別	
生年月日	年 月 日			
現在の状況	学部	第	学年	
障害種別				
児童（生徒）住所	市（郡）	町	番地	
保護者氏名				
保護者住所	市（郡）	町	番地	
就学希望学校名 (期日)	学校			
就学希望日（年 月 日）				
認定就学者であると思料する理由				

（注） 就学指導委員会の判定資料、あるいは障害の状況がわかる資料等を添付すること。

様式第12号（施行細則第20条関係）

第 号
年 月 日

島根県教育委員会 様

教育委員会名 印

認定就学者の判断について

平成 年 月 日付け島教高第 号で通知のありました下記の児童（生徒）について、認定就学者とすることは適當である（ではない）と判断しましたので通知します。

記

児童（生徒）氏名			性別	
生年月日	年 月 日			
現在の状況	学部 第 学年			
障害種別				
児童（生徒）住所	市（郡）		町	番地
保護者氏名				
保護者住所	市（郡）		町	番地
判断の理由				

様式第13号（施行細則第21条関係）

第 号
年 月 日

島根県教育委員会 様

教育委員会名 印

学齢簿の加除訂正について

のことについて、学校教育法施行令第13条の規定により、下記のとおり通知します。

記

児童（生徒）氏名			性別	
学 校 名	島根県立 学校 学部 第 学年			
加除訂正事項				
加除訂正の内容	旧			
	新			
加除訂正事由				
加除訂正年月日				

（注）加除訂正した学齢簿を添付すること。

様式第14号（施行細則第22条関係）

年　月　日

島根県教育委員会 様

保護者住所

氏名印

指定学校変更申出書

下記のとおり指定学校の変更を申し出ます。

記

児童（生徒）氏名				性別	
生年月日	年　月　日				
児童（生徒）住所	市（郡）		町	番地	
現在の学校名・学部・学年	学校	学部	第	学年	
変更学校名・学部・学年	学校	学部	第	学年	
希望入学期日	年　月　日				
変更の理由					

- (注) 1 理由は詳細に記入すること。
 2 医師の診断書等理由を証する書類がある場合は添付すること。

様式第15号(施行細則第23条関係)

年月日

島根県教育委員会様

保護者住所

氏名印

区域外就学届

下記のとおり区域外の学校に就学させたいので届け出ます。

記

児童(生徒) 氏名				性別	
生年月日	年月日				
児童(生徒) 住所	市(郡)	町	番地		
現在籍校名(学部) 及び学年	学校	学部	第	学年	
区域外就学先学校 名・学部・学年	学校	学部	第	学年	
入学期日	年	月	日		
区域外就学の理由					

- (注) 1 この届は、就学させようとする学校を管轄する教育委員会等の承諾書を添付して、住所のある市町村教育委員会を経由して提出すること。
- 2 市町村教育委員会は、次の書類を添付すること。
- i) 学齢簿の謄本
 - ii) 市町村立小・中学校在学者が他県の盲学校等へ区域外就学するときは、「盲・ろう・養護学校就学該当者通知書(様式第9号)」

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第一項に規定する手続に関する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県教育委員会規則第十四号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第一項に規定する手続に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第四十七条の二第二項に規定する手續に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議)

第二条 市町村教育委員会は、法第四十七条の一第一項の規定により免職し、引き続いて県の常時勤務を要する職（以下「県の職」という。）に採用することが適切と思料する同項に規定する県費負担教職員について法第三十八条第一項の内申を行おうとするときは、あらかじめ、島根県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に書面により協議し、その同意を得るものとする。

2 前項の協議は、次の各号に掲げる資料を添えて行うものとする。

- 一 法第四十七条の二第一項各号に該当すると判断するに至った資料
- 二 県の職に採用することが適切と思料された資料

(事実確認等)

第三条 県教育委員会は、前条の協議に係る事実の確認（以下「事実確認」という。）のためその他必要があると認めるときは、当該協議を行った市町村教育委員会（以下「当該市町村教委」という。）に関係資料の提出を求め又は実地に調査するものとする。

2 県教育委員会は、事実確認のためその他必要があると認めるときは、当該県費負担教

職員の意見を聴くものとする。

3 県教育委員会は、当該県費負担教職員の児童又は生徒に対する指導が不適切である原因が、傷病に起因するおそれがあるときは、医師の意見を聴くものとする。

(審査)

第四条 県教育委員会は、第二条の協議があった場合は、学識経験者等からなる審査機関に諮問を行い、その答申を受けるものとする。

(書面の交付)

島根県教育委員会委員長 中村俊郎

島根県教育委員会規則第十四号

第五条 県教育委員会は、法第四十七条の一第一項の規定により免職し、引き続いて県の職に採用するときは、文書をもって行い、処分の事由を記載した説明書を当該県費負担教職員に交付しなければならない。

(プライバシーの保護)

第六条 この規則に規定する手続の実施に当たっては、当該県費負担教職員及び関係者のプライバシーの保護に十分配慮するものとする。

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

島根県教育委員会訓令第三号

本 庁
教育事務所
県立学校

教育職員の任免発令式（昭和六十一年教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月二十八日

島根県教育委員会委員長 中村俊郎

別表第一の
兼職

県立学校の職員を、その職にあるままで更に他の教育職員又は他の県立学校的教育職員に任命することをいう。

兼職

県立学校的教育職員を、その職にあるままで更に他の県立学校の教育職員に任命することをいう。

を

附則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

教 育 長 訓 令

島根県教育委員会教育長訓令第二号

本 庁
教 育 機 関

教育財産の管理等に関する規程（昭和四十七年島根県教育委員会教育長訓令第二号）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月二十八日

「本
教 育 事 務 所
受訓先を
埋蔵文化財調査センター
に改める。
教 育 機 関
県 立 学 校」

第二条中「当該教育財産に係る事務又は事業を所掌する本府の課及び教育機関」を「島根県教育厅等組織規則（昭和四十三年島根県教育委員会規則第八号）第二章に規定する本府の課、室及びセンター、第三章に規定する教育事務所、第三章の二に規定する埋蔵文化財調査センター及び第四章に規定する教育機関並びに島根県立高等学校等条例（昭和三十九年島根県条例第二十七号）別表第一に掲げる高等学校、盲学校、ろう学校及び養護学校」に改める。

平成十五年三月二十八日印刷

発行者

島 根 県

印發行所
松江市殿町
松江市学園南
松陽印刷所

定価一箇月 金一千四百二十円（送料共）

第三条の表中

第八条及び第十 四条	管財課長	管財課長	総務課長
第十条	部長等	部長等	財産部局長
第二十五条	地方機関及び警察署	教育施設課長	教育施設課長
	部長等	教育事務所、埋蔵文 化財調査センター、 教育機関及び県立学 校	財産部局長

第三条の表中

第八条及び第十 四条	管財課長	管財課長	総務課長
第十条	部長等	部長等	財産部局長
第二十五条	地方機関及び警察署	教育施設課長	教育施設課長
	部長等	教育事務所、埋蔵文 化財調査センター、 教育機関及び県立学 校	財産部局長

第三条の表中

に改める。

附則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

に改める。